

資料 1 特定既存不適格建築物等

建築物の用途		〔努力義務 指導対象〕 特定既存不適格 建築物 (法第 14 条) (法第 15 条第 1 項)	〔指示 公表対象〕 特定既存不適格 建築物 (法第 15 条第 2 項)	〔耐震診断義務対象〕 要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第 3 条)
学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
	上記以外の学校 (幼稚園、幼保連携型認定こども園を除く)	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上		
体育館		階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m ² 以上 (一般公共の用に供されるものに限る)	階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (一般公共の用に供されるものに限る)
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演劇場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 2 以上かつ 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m ² 以上	階数 2 以上かつ 750 m ² 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m ² 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するもの				
工場				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上 (一般公共の用に供されるものに限る)	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上 (一般公共の用に供されるものに限る)
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
危険物の貯蔵場又は処理場			一定量以上の危険物の貯蔵場・処理場	階数 1 以上かつ 500 m ² 以上
避難路沿道建築物		県・市の指定した道路に接する一定の高さ以上の通行障害建築物		

資料2 耐震診断・耐震改修の支援制度（令和4年〇月時点）

1 窓口耐震相談	<p>専門家（建築士）による耐震相談と図面による簡易的な耐震診断を、無料で毎月1～2回程度、市役所で実施</p> <p>〔対 象〕所有者が居住する旧耐震基準による木造住宅</p>
2 現地耐震診断費用の一部補助	<p>専門家（建築士）による現地で行う木造住宅の耐震診断費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕窓口耐震相談を受け、対象となった住宅</p> <p>〔補助額〕診断費8万9千円のうち6万7千円を補助</p>
3 耐震改修工事費用の一部補助	<p>耐震性能が不十分な木造住宅の耐震改修工事費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕現地耐震診断で、安全基準を満たさないと診断された住宅</p> <p>〔補助額〕耐震改修工事費等の1/2かつ上限100万円を補助 （低所得世帯、要介護・要支援認定世帯などは上限120万円）</p>
4 耐震改修アドバイザーの派遣	<p>マンションの管理組合などが行う耐震診断や耐震改修の勉強会・検討会に、専門家（建築士）をアドバイザーとして無料で派遣</p> <p>〔対 象〕旧耐震基準によるマンション等</p>
5 マンションの耐震診断費用の一部補助	<p>マンションの管理組合が実施する耐震診断費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕耐震改修アドバイザーの派遣を受けたマンション</p> <p>〔補助額〕診断費の1/2かつ上限150万円を補助 （延べ面積が1千㎡未満の場合は上限1,500円/㎡）</p>
6 避難路沿道建築物の耐震診断費用の一部補助	<p>避難路沿道建築物について、耐震診断費用等を一部補助</p> <p>〔対 象〕国道134号と県道21号（横浜鎌倉線）沿いに存する一定の高さ以上で耐震診断が義務付けられている建築物</p> <p>〔補助額〕木造建築物：耐震診断等費用の全額かつ床面積1㎡当たり3,670円を上限に補助 木造建築物以外：耐震診断等費用の5/6かつ延べ面積に応じた床面積1㎡当たりの基準金額を乗じた額を上限として補助</p>
7 避難路沿道木造建築物の耐震改修工事費用の一部補助	<p>耐震性能が不十分な木造の避難路沿道建築物について、耐震改修工事等又は除却費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕耐震診断により、耐震基準を満たさないと判断された避難路沿道木造建築物</p> <p>〔補助額〕耐震改修工事等又は除却に要する経費の1/2かつ上限100万円を補助</p>
8 防災ベッドなどの設置費用の一部補助	<p>市で指定した防災ベッドや耐震シェルターの設置費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕窓口耐震相談を受けた住宅に設置する市で指定している防災ベッドや耐震シェルター（既存のベッドや部屋などにフレームを設置し住宅の倒壊や落下物から身を守るもの）</p> <p>〔補助額〕設置費用の1/2を補助 （防災ベッド：上限10万円で2台まで 耐震シェルター：上限30万円で1室まで）</p>
9 危険ブロック塀等の除却費用等の一部補助	<p>危険なブロック塀等の除却や除却後に設置する軽量なフェンスの設置工事費用を一部補助</p> <p>〔対 象〕市が調査して危険であると判断した次のブロック塀等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者が通行する道路等に面する延長1m以上、かつ、高さ1m以上のブロック塀等 ・ブロック塀等の除却後に設置する軽量なフェンス等 <p>〔補助額〕市が定めた単位当たりの標準工事費に塀の面積等を乗じた額と工事の見積金額との少ない額の1/2（市立小学校の通学路については9/10）を乗じた額を補助</p>

資料3 鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針

1 目的

鎌倉市公共建築物耐震対策の実施方針（以下「実施方針」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）に基づいて策定された「鎌倉市耐震改修促進計画（令和●年（●●年）●月改定）」（以下「促進計画」という。）に則り、耐震化の目標達成に向けて、市有建築物の耐震化に係る実施方針を示すとともに、施設整備の際の耐震安全性の目標を示すものです。

なお、東日本大震災を受け、新たな震災への備えとして、国から各種指針等が出されており、耐震化を図る際にはこれらの対策とも整合を取り、より良い震災対策を目指すものとします。

2 対象建築物

促進計画に示す条件の市有建築物を対象とします。

また、促進計画における用途区分による「防災上重要な建築物」の分類は表-1のとおりです。

表-1 用途区分による「防災上重要な建築物」の分類

用途（分類の考え方）	施設の例
1. 災害時の拠点となる施設	
災害対策本部等の役割を担う施設	<ul style="list-style-type: none"> 市役所 消防署、消防出張所
地域防災拠点、避難所、一時滞在施設、福祉避難所等として位置づけられている施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災拠点（支所） ミニ防災拠点（小中学校） 一時滞在施設（帰宅困難者用） （鎌倉生涯学習センター、鎌倉芸術館、鎌倉武道館） 福祉避難所（老人福祉センター）
2. その他施設	
福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、子どもの家等、高齢者福祉施設
市民等利用施設 （不特定多数が利用する施設）	<ul style="list-style-type: none"> 青少年会館、学習センター、中央図書館、スポーツ施設等 博物館、美術館、記念館等^{※1}
都市の供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場 廃棄物処理施設
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅及び附属集会所
事務所系施設	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理事務所、消防分団器具置場、倉庫
上記以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 貸付建物、使用停止建物^{※2}

※1 「重要な文化財施設及び文化財、資料等を保管している施設」を含みます。

※2 公共施設として使用してきた建物で現在は使用していない建物をいいます。

3 必要とする耐震安全性

(1) 耐震安全性の基準

促進計画における耐震安全性の基準は表-2のとおりです。

表－2 耐震安全性の基準

構造種別	指標	基準値
鉄筋コンクリート造(RC)・鉄骨造(S) 鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC)	I _s (構造耐震指標)	0.6
	q (保有水平耐力に係る指標)	1.0
木造	I _w (構造耐震指標) ※	1.0

※ 上部構造評点

(2) 市有建築物の耐震安全性の目標

市有建築物については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年12月15日、最終改正 平成25年3月29日）」と市有施設の防災上の位置づけを勘案し、表－3の施設の種別に応じて耐震安全性の分類を行い、表－4のとおり耐震安全性の目標を設定します。

ただし、耐震安全性の目標に基づき耐震改修を行うことにより、施設の機能が失われる場合、違法となる場合、耐用年数・建替え計画の有無を勘案し、費用対効果が著しく低い場合は、別の区分を適用することができるものとします。

なお、既に耐震診断を実施し、耐震化の方針が定まっているもの、文化財的価値が高く別途保存計画を策定し耐震安全性についても検討されているものについては、本目標は適用しません。

表－3 施設の種別と耐震安全性の分類

用途（分類の考え方）	施設の例	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
1. 災害時の拠点となる施設				
災害対策本部等の役割を担う施設	<ul style="list-style-type: none"> 市役所 消防署、消防出張所 	I類	A類	甲類
地域防災拠点、避難所、一時滞在施設、福祉避難所等として位置づけられている施設	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災拠点（支所） 避難所（ミニ防災拠点） 帰宅困難者一時滞在施設 福祉避難所 	II類	A類	乙類
2. その他施設				
福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 保育園、子どもの家等 高齢者福祉施設 	II類	B類	乙類
市民等利用施設（不特定多数が利用する施設）	<ul style="list-style-type: none"> 青少年会館、学習センター、中央図書館、スポーツ施設等 博物館、美術館、記念館等 	II類	B類	乙類
都市の供給処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 下水処理場 廃棄物処理施設 	II類	A類	甲類
市営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅及び附属集会所 	III類	B類	乙類
事務所系施設	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理事務所、消防分団器具置場、倉庫 	III類	B類	乙類
上記以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> 貸付建物、未使用建物 	III類	B類	乙類

表－4(1) 構造体の耐震安全性の目標

分類	目標	必要保有水平 耐力を算出する 際の係数	耐震改修時の構造耐震指標	
			RC・S・SRC造 (Is)	木造 (Iw)
I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	1.5	0.9	1.5
II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	1.25	0.75	1.25
III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと	1.0	0.6	1.0

表－4(2) 建築非構造部材及び建築設備の耐震安全性の目標

部位		目標
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保及び二次災害の防止に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

4 耐震化の実施方針

(1) 耐震診断の実施

促進計画に示す市有建築物のうち、昭和56年5月以前に工事着手したものについて、耐震安全性を判定するための耐震診断を実施します。

「特定既存耐震不適格建築物」及び表－1に示す「災害時の拠点となる施設」については、集約化が予定されている市営住宅を除き、耐震診断を実施済みです。

「その他施設」のうち、建替えや廃止の計画がない施設で耐震診断が未実施の建築物が数棟あることから、今後の活用方法等を検討した上で、耐震診断を実施していくものとします。

(2) 耐震化の実施

耐震化とは、耐震改修（耐震補強）の他、建替え（新築）及び解体（除却）のことをいいます。

耐震診断の結果、表－2に示す基準値（Is値0.6未満、Iw値1.0未満）を満たしていない施設については、耐震化に向けた取組を行います。

基準値を満たしているものの、耐震安全性の目標を満たしていない場合は、防災機能の見直しや大規模改修等を行う際に耐震安全性の向上が可能か検討を行い、耐震安全性の目標達成を図ります。

ア 避難計画の作成・避難訓練の実施等の対策

耐震診断の結果、基準値に満たない場合は、耐震化が終わるまでの間の対応として、避難計画の作成・避難訓練の実施等の対策を速やかに講じるものとします。

イ 耐震化の時期・方法の決定

耐震改修促進法における位置づけ、耐震診断結果、今後の活用方法等を勘案し、具体的な耐震化の時期、方法を決定します。

耐震改修（耐震補強）、建替えを行う場合は、表－3の耐震安全性の目標を条件に設計を行います。

なお、耐震診断の結果、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造については表－5、在来木造については表－6に示す「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判断される場合は、優先して耐震化の検討を行います。

表－5 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性

	構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_s が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	(1)及び(3)以外の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_s が 0.6 以上の場合で、かつ、 q が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_s 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。 I_s 各階の構造耐震指標 q 各階の保有水平耐力に係る指標		

出典：平成 18 年国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日）（別表第 6）

表－6 木造建築物の構造耐震指標の判定

	構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1)	I_w が 0.7 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
(2)	I_w が 0.7 以上 1.0 未満	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
(3)	I_w が 1.0 以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
この表において、 I_w は、構造耐震指標を表す数値とする。		

出典：平成 18 年国土交通省告示第 184 号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日）（別表第 1）

5 その他の地震時における建築物等の安全対策

(1) ブロック塀等の安全対策

市有施設の補強コンクリートブロック塀については、平成 30 年度に調査を行い、地震発生時に危険の大きいものについては、撤去又は段数の削減など安全性を確保しています。

道路沿い以外のブロック塀等（補強コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀）については、定期点検の結果を踏まえて撤去等を進めます。

(2) 外壁等の落下防止対策

外壁等については、施設管理者が不具合に応じて部分的な修繕等を実施していますが、大規模改修が進んでいなかったことから、令和3年度からタイル仕上げの外壁の市有建築物について、大規模改修を進めることとしています。

(3) 天井脱落対策

市有建築物の特定天井については、本庁舎（議場）を除き、令和2年度までに改修済みです。

(4) エレベーター等の安全対策

市有建築物に設置されている常用エレベーター（人荷用）は52台が稼働しており、うち33台が平成21年9月以前に設置されています。

平成21年9月28日施行の建築基準法施行令により設置が義務付けされた安全装置（戸開走行保護装置及び地震時等管制運転装置）が未設置のエレベーターについては、利用状況、点検結果等を踏まえ、改修を行います。

6 進行管理

市は、促進計画に示す市有建築物の耐震化率（棟数、延べ面積）を算出し、進行管理を行います。

耐震化率算定の基となる市有建築物の棟数は、昭和56年6月以降に着工の建築物を含む全体の棟数となるため、耐震化済みの建築物数の他、促進計画の対象となる用途・規模に合致する新築・除却建築物等の数の把握も行います。

7 市有建築物の耐震化の情報開示

市は、主な市有建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報を公表するものとします。

8 その他の事項

付 則

この実施方針は、平成27年9月3日から施行する。

「市有建築物の耐震診断の取扱いについて」（平成8年9月20日決裁）及び「鎌倉市公共建築物耐震対策に関する基本方針」（平成23年7月29日決裁）は、平成27年9月3日をもって廃止する。

付 則

この実施方針は、令和 年（ 年） 月 日から施行する。